

島根県ひとり親家庭等自立支援計画見直し方針について（案）

1. 県計画について

(1) 根拠

- 母子及び寡婦福祉法第12条
- 同法第11条「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に即する

(2) 計画理念

- ひとり親家庭等の安定と向上
- 自立した生活が営める支援体制の充実
- 健康で文化的な生活と子どもの健やかな成長が守られる社会づくり

(3) 計画期間

- 平成20～29年度

2. 国「基本方針」改正について

- 平成20年4月1日施行

①子育て・生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策 の4本柱で施策推進

- 平成25年3月1日一部改正

*「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」施行（H25.3.1）に伴い、「基本方針」改定 ⇒**基本方針対象期間を平成26年度まで延長**

・母子家庭の母、父子家庭の父の安定した就業確保支援 など

3. 県計画の見直し策定方針（案）

(1) 計画期間、内容等について

- 現計画の評価・反省を実施
- 計画期間：平成27～31年度（計画期間を国の次期基本方針改定時期に合わせる）
- 国の基本方針一部改正内容を反映
- 県内母子・父子・寡婦世帯実態調査を実施し、現状と課題を整理

(2) 留意事項

以下の計画を1つ(一体)の計画として策定する。

- ①島根県子ども・子育て支援事業支援計画
- ②島根県次世代育成支援行動計画
- ③島根県ひとり親家庭等自立支援計画

【理由】

- ・3つの計画は多くの記載事項が重複（※「別添」参照）
- ・計画を所管が同一の課（青少年家庭課）
- ・一体の計画にすることで、総合的に施策を推進

「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
のなかに

母子家庭及び父子家庭の自立支援の円
滑な実施に関する事項

を必須記載事項として盛り込むこととされた